

議案第38号

大府市使用料条例の一部改正について

大府市使用料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年6月2日提出

大府市長 岡村 秀人

大府市使用料条例の一部を改正する条例

大府市使用料条例（昭和45年大府市条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表第1（第3条関係）						別表第1（第3条関係）					
種類	区分	単位	金額	徴収の 時期	備考	種類	区分	単位	金額	徴収の 時期	備考
略				略	略	略				略	略
学校開放 施設及び 附属設備 使用料（中 学校）	テニスコート（大府 北中学校）1面	略	略	略	略	学校開放 施設及び 附属設備 使用料（中 学校）	テニスコート（大府 北中学校）1面	略	略	略	略
	<u>バスケットボール コート（大府北中学 校）</u>	<u>1時間</u>	<u>300円</u>								

改正後						改正前					
庁舎開放				略	略	庁舎開放				略	略
施設及び						施設及び					
附属設備						附属設備					
使用料	摘要 略					使用料	摘要 略				
大府駅東 口多目的 広場使用 料	多目的広場	半日1	750円	使用の 承認を 受けた とき	半日1は 7時から 14時まで 半日2は 14時から 21時まで 全日は7 時から21 時まで						

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の日前に同日以後の利用の許可を受けた者からは、この条例による改正前の大府市使用料条例の規定にかかわらず、同日前においても当該利用に係るこの条例による改正後の大府市使用料条例に定める額の使用料を徴収する。